

令和3年度事業報告

自 令和 3年4月 1日
至 令和 4年3月31日

令和3年度は、コロナ禍に引き続き対応し、かつ、Beyondコロナを見据えつつ、進展するデジタル社会の中で「働き方改革」をさらに推進し、社会における社労士の認知度を一層高めていく年度と位置づけたところであるが、同年度中の約8か月間が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象期間となる中で、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）が計画する各種事業を積極的に推進した。

また、「働き方改革」の支援及びデジタル・IT化の推進を最重点に取り組んだ年度でもあり、前者については、改正高年齢者雇用安定法を踏まえた中小企業事業主等を対象とした「働き方改革支援セミナー」及びテレワーク環境下における人事労務面の課題と対策等をテーマとする会員を対象とした「テレワークセミナー」を実施し、後者については、社労士事務所のデジタル化推進を目的として、全ての会員が日常業務のデジタル化の中で適切なセキュリティ対策を講じることができることを目指した情報セキュリティ研修、Excelを活用した業務効率化の手法、GビズIDの取得と電子申請後の電子ファイルのクライアントとの共有方法等をテーマとした業務効率化セミナーを実施するほか、電子申請に関する個別相談会等を実施した。

さらに、SDGs達成に貢献するために、統括支部長及び支部長にその取組状況についてアンケートを実施するとともに、セミナーの事前アンケートとして勤務等会員の所属企業からもSDGsとウィズコロナ・アフターコロナから考える働き方改革について情報収集を行った。

これらを始め、以下の各種事業に取り組み、中小企業・小規模事業者等やその労働者の負託に応えることができる社労士の育成に努めるとともに、社労士の社会的地位の更なる向上を図った。

I. 社労士制度の基盤整備関連事項

- 1. 働き方改革・健康経営に関する事業
- 2. デジタル・IT化推進に関する事業
- 3. その他の事業

II. 職域拡大及び外部関係機関等との連携関連事項

- 1. 職域拡大に関する事業
- 2. 外部関係機関等との連携に関する事業

III. 東京会の組織力強化関連事項

- 1. 東京会の組織運営能力の強化に関する事業
- 2. 会員支援に関する事業
- 3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

IV. 広報及び社会貢献関連事項

- 1. 広報に関する事業
- 2. 社会貢献に関する事業

I. 社労士制度の基盤整備関連事項

1. 働き方改革・健康経営に関する事業

(1) 令和3年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行されたことを踏まえ、中小企業事業主及び人事労務担当者を対象に、高年齢者を雇用するメリットや再雇用における人材確保、定年再雇用者的人事制度設計の事例などにスポットを当てた「令和3年度働き方改革支援セミナー」を実施した。

(2) 働き方改革・健康経営特別委員会とデジタル・IT化推進特別委員会が連携し、テレワーク環境下における人事労務面の課題と対策について、社労士としての支援策及び社労士事務所のリモート環境や関与先事業所でのテレワーク導入事例をテーマとした会員向けの「テレワークセミナー」を企画・実施した。

(3) 全国健康保険協会東京支部における健康優良企業認定制度の銀の認定ワーキンググループに参加し、銀の認定の普及促進に協力した。また、本会、東京商工会議所及び全国健康保険協会東京支部3団体によるコラボ事業の企画、実施について意見交換を行った。

2. デジタル・IT化推進に関する事業

(1) 社労士事務所のデジタル化を推進するため、テレワーク等リモート環境の脆弱性を突くサイバー攻撃が急増する中で、全ての会員が適切なセキュリティ対策を講じができるようするための情報セキュリティ研修を実施した。また、Excelを活用した業務効率化の手法、GビズIDの取得と電子申請後の電子ファイルのクライアントとの共有方法等をテーマとした業務効率化セミナーを実施した。さらに、令和4年4月より施行される改正個人情報保護法をテーマに取り上げ、社労士として押さえておきたい主要改正ポイントと実務対応に関するセミナーを実施した。

(2) デジタルガバメントに対応するため、「会員の誰一人として取り残さない」をキーワードに、電子申請に関する対面とオンラインによる個別相談会を積極的に開催するとともに、研修により支部電子化推進員の育成・強化を図った上で、同推進員による支部会員からの電子申請に関する相談対応を行った。

(3) ホームページの電子申請サポートに係るチャットボットによるQA機能の充実を図った。

(4) 電子申請の具体的な進め方として、GビズIDの取得・e-Gov初期設定・資格取得等をはじめとした8つの手続きに係る操作方法を収録した11本の電子申請手続動画を作成・公開するとともに、電子申請フェアを開催するなど、全ての会員が着実に電子申請に対応できるよう支援を行った。

(5) 社労士がデジタルガバメントに適応した士業であることを対外的に示すため、本会ホームページの「電子申請・情報セキュリティ宣言事務所」を毎月更新し公開した。

(6) 「電子申請・情報セキュリティ宣言事務所」を対外的にアピールするため、リーフレットを行政機関等関係先へ配布する準備を進めた。

(7) 「社労士の新たな事業ドメイン」の研究・検討を進めるに当たり、コロナ禍やデジタル社会を踏まえ、企業が抱える人事労務管理の課題や今後の展開、社労士に求められていることを確認するため、学識経験者等に対するフィールドワークを実施し、そこから得られた客観的な知見や成果を基にレポートに取りまとめた。

(8) ICT（情報通信技術）を利用した会員サービスの拡充（会員マイページを利用した各種研修の申込、受講履歴閲覧、受講証明書ダウンロード、会費支払履歴閲覧・領収書ダウンロード、受講料などの多様な決済手法の導入等）及び事務局業務の効率化を実現するため、ベンダーを決定の上、現状分析を実施し、中期的視点をもって次期システムの要件定義を開始した。

(9) 「電子メールアドレス」未登録者に対して本会会員サイトへの登録を要請し、本会、統括支部及び支部の連絡体制等の効率性、利便性の向上を図った。

(10) 事務局内のIT・デジタル化に対応するための基盤となるネットワーク環境を整備した。

3. その他の事業

(1) 業務監察等委員会による苦情処理の機能強化及び事務局負担の軽減を図るため、本会ホームページ上に苦情受付フォームを作成し、一次対応を行う体制を検討した。

(2) 他士業及び民間事業者等のホームページに業務侵害の疑いのある記載等を発見した場合は、業務監察等委員会による警告文書を発送するなど、厳格な措置を講じた。また、会員が業務侵害事案に関与しないよう周知啓発する内容の動画を作成し、メールマガジン等で会員に注意を喚起した。

(3) 会員のホームページに不適切な情報発信に該当する記載等を発見した場合は、修正依頼を行った。

(4) 「社労士法人連絡会」を開催し、社労士法人の事業承継等の経営課題について、情報共有を行った。

(5) 社労士事務所の報酬が経験則的なものにより設定されており、実際の事務所運営に必要な費用等を反映したものとなっていないのではないかという問題意識を契機として、開業部会、業務推進委員会及びデジタル・IT化推進特別委員会が合同で、「事務所運営デジタル支援ツール」の製作を検討した。

II. 職域拡大及び外部関係機関等との連携関連事項

1. 職域拡大に関する事業

(1) メンタルヘルス不調の未然防止や実際に不調者が出了場合の休・復職措置などの局面で関与先事業所から助言を求められた際、社労士が企業と従業員にどのような支援ができるかを解説するセミナーを企画し、令和4年5月に実施することとした。

(2) ライブ受講とオンライン受講を併用し、体系的な健康経営セミナー（基礎編、専門編、実践編）を年間を通して開催した。また、勤務等会員の健康経営[®]への理解促進のため、カリキュラムの見直しを図った結果、多数の会員が受講した。

(3) 「社労士診断認証制度」の普及促進を図るため、連合会と連携して、多摩信用金庫の関係企業を対象として本制度の紹介を含めたセミナーを開催した。また、勤務等会員が所属する企業への本制度の導入策を検討した。

(4) 本会、東京都、東京商工会議所など関係13団体による健康企業宣言東京推進協議会に出席し、意見交換を行った。また、本会、東京商工会議所及び全国健康保険協会東京支部の3団体により、健康企業宣言[®]を行った社会保険労務士事務所及び社会保険労務士法人、合計52事務所を対象に、健康経営エキスパートアドバイザーを派遣するコラボ事業（専門家派遣）を実施した。その他、健康経営[®]に関心を有する会員に対し、その一層の普及促進を図るため、ホームページの健康経営コーナーを見直し、充実させた。

(5) 医師の働き方改革、医師の労働時間短縮計画実施が2年後に迫り、今後、医療業界からの支援要請が増加することが見込まれることから、医療労務コンサルタント研修及びスキルアップ研修を開催し、人材育成と能力担保を図った。

(6) 介護事業所における労務管理支援に対応するため、介護事業所労務管理研修（基礎編、実践編）を企画・開催するとともに、助言・指導を実施して、介護事業所に対し適切な相談指導を行うためのスキルアップを図った。また、実践編修了者から福祉・介護職員待遇改善コンサルタントに登用するなど相談指導に活用した。

(7) 一般企業を対象とした「治療と仕事の両立支援オンラインセミナー」を企画・開催し、治療と仕事の両立支援推進のための取組について講演を行うとともに、セミナーの事例として活用した書籍「がん治療と就労の両立支援相談対応ハンドブック」の販売促進を図った。また、同ハンドブックの売上印税を認定NPO法人マギーズ東京、公益財団法人日本がん協会にそれぞれ寄付した。なお、国立がん研究センターに対しても、今後、寄付する予定である。

(8) 「企業主導型保育施設への労務監査事業」について、統括支部・支部と連携の上、会員社労士への実務研修を行った上で、60施設に係る労務監査を実施した。

2. 外部関係機関等との連携に関する事業

(1) 相互の連携を強化するため、東京労働局労働基準部、雇用環境・均等部及び職業安定部と意見交換会を行った。

(2) 「医療労務管理支援事業」については、東京労働局より落札し、次年度も引き続き受託・実施する運びとなった。

(3) 東京しごと財団より受託してきた「働き方改革支援事業における巡回・助言業務」は、今年度をもって5年間の実施期間満了となり、9割を超える実績を上げ事業を終了した。

(4) 「福祉・介護職員待遇改善加算等取得促進事業」及び「介護職員待遇改善加算等取得促進事業」は、次年度も引き続き東京都の随意契約にて実施する運びとなった。また、福祉・介護職員待遇改善コンサルタントの能力担保を図るための研修を適宜開催し、フォローアップを行った。

(5) 「東京都社会保険労務士政治連盟」、「東京社会保険労務士協同組合」、「東京SR経営労務センター」及び「一般社団法人社労士成年後見センター東京」と本会との意見交換会を開催し、各団体の事業実施状況及び事業運営に係る問題点について情報の共有化を図り、併せて支援協力体制の構築に向けての意見交換を行った。

(6) 災害復興まちづくり支援機構の各種会議に参加するとともに、シンポジウムの準備委員会に参加し、同機構との協力・連携の強化を図った。また、本会が令和5年度シンポジウムの幹事会を担当することから、令和3年度シンポジウムの幹事会にオブザーバーとして参加し、その準備を進めた。

(7) 東京都が実施した「新型コロナウイルス感染症対策に係る休業等支援事業」において、中小企業に相談・助言を行う専門家として社労士を派遣した。

(8) 東京都が実施した「働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣事業」及び「女性の活躍推進加速化事業」において、中小企業に相談・助言を行う専門家として社労士を派遣した。

(9) 東京2020大会に向け東京都が取り組んだ「2020TDM（交通需要マネジメント）推進プロジェクト」に協力団体として参画し、交通混雑等を回避するための働きかけ等に係る広報に協力した。

(10) 東京都から受託した「指定管理者の労働条件・労働環境調査」を適正に実施した。また、指定管理者を対象に「労務管理講習会&労務個別相談会」を実施するとともに、労務管理において留意すべき点を周知するために普及啓発用リーフレットを作成した。

III. 東京会の組織力強化関連事項

1. 東京会の組織運営能力の強化に関する事業

(1) 東京会の組織運営能力の強化を図るため、支部・統括支部・会員への支援体制の整備、諸規程等の整備及び東京会の活動を支える事務局機能の強化等について、次の取組を行った。

① コロナ禍で集合研修が実施できない統括支部・支部からの要望を受け、12本の研修動画をeラーニングシステムを活用したオンデマンド配信により公開した。また、オンラインによる研修会、会議等を開催する環境を充実させるため、研修室の撮影機材等を整備した。

② 統括支部に対する業務支援のため、統括支部会議等の案内文書及び統括支部・支部作成の会報の発送を行った。

③ 事務局関係の諸規程（職員給与規程、育児・介護休業規程、個人情報保護規程）を改正した。

④ 事務局職員研修として、eラーニングによる研修を実施した。

(2) 過年度分会費未納者等に対し、事務局からの電話・文書による督促の他、所在確認調査等を実施し、滞納会費の解消を図るとともに会則に基づく処分を適正に行った。

(3) 本会会長の選出方法について、直接選挙実施のための課題の洗出しを行い、投票率向上の方策を検討した。

(4) 正副会長と統括支部長・支部長との合同会議や、各統括支部役員との意見交換会を開催した。

2. 会員支援に関する事業

(1) 勤務等部会主催研修会の参加申込者に対し、同研修会でテーマとした事項に係る事前アンケートを行い、収集した情報を研修会でフィードバックし共有した。また、アンケート結果と研修会の概要を会報に掲載し、広く周知した。

(2) 親睦ゴルフ大会については、懇親会の開催を見送るなど一定の制約の下ではあったが、令和3年9月末日をもって新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたことを受け、2年ぶりに開催した。また、コロナ禍の中でも開催できる厚生イベントを模索し、東京2020オリンピック競技大会卓球混合ダブルスの金メダリスト水谷隼氏を招聘し、オンライン配信による新春特別イベントを開催した。

(3) コロナ禍の影響により、「自主研フェスタ」の開催を断念したものの、「第38回自主研究発表大会」については、昨年度に引き続きオンライン配信により実施した。加えて、当日の発表大会収録動画をオンデマンド配信した。

(4) より多くの会員が自主研究グループに参加できる環境整備として、グループと会員のマッチングを図るためのグループ紹介動画をオンラインデマンド配信した。

(5) 「社労士検索システム」を広く事業主や人事担当者に周知するため、東商新聞及び武蔵野・多摩地域における商工会議所の会報に広告掲載を行う準備を進めた。併せて「社労士検索システム」のリーフレットを行政機関等関係先へ配布する準備を進め、会員が業務拡大に繋げられるよう支援した。

(6) 立川サテライトオフィスについては、武蔵野・多摩地域の企業及び住民に向けた相談コーナーの充実を図るなどサービスの向上に努めた。また、支部独自で開催する相談会、各種会議の開催等のために活用し会員の便宜を図った。

3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

(1) 会員が社会経済環境や事業構造の変化にスピーディーに対応するため、タイムリーかつ的確な研修テーマを設定し実施した。また講師候補者データベースの具体的な運用に向け取り組んだ。

(2) コロナ禍において、オンライン研修を継続的に実施するため、事務局の設備等の充実を図った。

(3) 昨年度よりオンラインデマンド配信による開催となった倫理研修について、令和3年度においても、受講対象会員に積極的な受講勧奨を行うとともに、インターネット環境を整えることができない会員に対しては、来会による受講を実施し、受講率を高めた。

(4) 令和3年度必須研修会については、前期・後期ともにeラーニングシステムを活用したオンラインデマンド配信により実施した。前期においては「多様な働き方における労務管理」を、後期においては「テレワークにおける労務管理」を各々テーマに取り上げて実施したが、このうち後期の研修会については事前の申込手続を不要とし、受講率の向上を図った。

(5) 新規登録研修会については、昨年度に引き続き、新規登録入会会員を対象としてeラーニングシステムを活用したオンラインデマンド配信により実施した。登録入会時に、社労士としての社会的使命や社労士の職業倫理、隣接士業との関係について注意喚起を図るとともに、本会・統括支部・支部、東京都社会保険労務士政治連盟をはじめとした関係4団体の活動に対する理解を促進した。

(6) 人事労務管理研修会については、基礎編、専門編、特別編及び応用編をオンライン配信により実施した。また、テーマについても、人事労務管理の基本的な考え方となる採用・配置・人材育成・評価・処遇等をはじめ、コロナ禍においてテレワークによって変わる組織・人事等タイムリーかつ幅広い内容を取り上げた。

(7) 年金研修については、eラーニングシステムを活用したオンラインデマンド配信を基本として実施した。また、新たな研修として、Zoomによるブレイクアウトセッション機能を活用した双方向型の年金スキルアップ講座をオンライン配信により実施した。

(8) 法学研修については、社労士の専門職倫理をはじめ憲法・民法・行政法をテーマとした基礎編と労働法に特化した専門編・特別編をオンライン配信により実施するとともに、社労士業務に必要な民法・民事訴訟法・訴訟手続きの基礎知識、ニューノーマル時代の労務管理等をテーマとした法務編においては、eラーニングシステムを活用したオンラインデマンド配信により実施した。

(9) 業務関連研修については、人事評価制度や事業承継に伴うM&A、コロナ禍の環境変化に適応できている企業や労働者の特徴からみる企業・労働者の適応力等をテーマに取り上げ、社労士の専門性をより高め業務拡大に繋がることを目的とした研修を、eラーニングシステム

を活用したオンデマンド配信により実施した。また、令和2年度において、コロナ禍の影響により実施できなかった開業準備講座について、オンライン配信とオンデマンド配信を併用することにより開催するに至った。

(10) 個別労働関係紛争のあっせん手続対応から集団的労使紛争における労働組合との関わり方までの幅広い内容を取り上げた3部構成による労務トラブル対策セミナーをオンデマンド配信により実施した。

(11) 新入会員や新規開業者等の実務能力及び資質の向上を図るため、「実務修習講座」をeラーニングシステムを活用したオンデマンド配信により開催した。

IV. 広報及び社会貢献関連事項

1. 広報に関する事業

(1) 社労士制度推進月間において、効果的な情報発信と「社労士＝働き方改革の専門家」というブランディングを推進することを目的として、令和3年10月4日（月）から10月10日（日）までの1週間に亘り、東京メトロ銀座線を始めとした9路線電車内のドア上に設置されている東京メトロ車内ビジョンにて15秒の動画CMの放映を実施した。

(2) 各委員会の対外向け・会員向けPR内容を把握するとともに、横断的な協力体制を構築し、オウンドメディアやSNSによる配信の準備を行った。

(3) コロナ禍において開催された「第26回東京の10士業による暮らしと事業のよろず相談会」に参加し、他士業との協力・連携に努めた。また、令和4年度は幹事会となることを見据え、体制整備等の準備を行った。

(4) 社労士試験合格者が本会にスムーズに入会できるようオンライン配信により「社労士試験合格者セミナー」を開催し、本会の事業内容の説明はもとより、開業会員・勤務等会員それぞれの立場から第一線で活躍する社労士の生の声を伝えるとともに、入会勧奨を行った。

(5) 連合会がコーポレートメッセージとして掲げる「人を大切にする企業」づくりへの支援を通じて、社労士が「人を大切にする社会」の実現に寄与する存在であることをFacebook等を通じてアピールした。

(6) JR御茶ノ水駅のサインボード（電飾掲示板）を7年ぶりに刷新し、デザインに徽章を用いるなどして社労士に対するイメージアップを図った。

(7) 厚生労働省等記者クラブへの投稿及びプレスリリース配信代行サービスを活用し、広く様々な方面に社労士の活動をアピールした。

2. 社会貢献に関する事業

(1) 昨年度に引き続き、東京都教育庁が進める「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」に参画し、直接受託を含め13校の都立高校に講師を派遣した。また、東京都教育庁より「生徒の社会的・職業的自立に向けた探求的な学習活動のための映像教材等制作に係る協力依頼」を受け、映像教材への出演及び監修を行った。さらに、支部との意見交換会を開催し、各支部における学校教育活動状況を共有するとともに、本会が実施する都立高校の出前授業を統括支部・支部に委任する際の課題の洗出し、これに向けての検討を開始した。

- (2) テレワーク、短時間正社員、兼業・副業等、コロナ前とは違う新しい働き方をテーマに、「これから働くを考える～コロナ後の人々が集まる企業の働き方～」セミナーをオンラインで開催した。
- (3) 従来開催していた労働保険年度更新説明会に新たに算定基礎届に関する内容を加えて「年度更新・算定基礎届オンライン事務説明会」を企画し、一般企業を対象にオンデマンド配信を行った。
- (4) 「立川サテライトオフィス」の開所に伴い、令和3年度より、総合労働相談所（多摩相談室）の相談回数を月1回から3回に増加し、また、これまで多摩相談室において実施していなかった年金相談センターを新たに開設した。
- (5) 「街角の年金相談センター（オフィス）」の円滑な運営を支援するため、年金事務所との定例会議の開催や街角の年金相談センター運営部による自主点検を実施した。
- (6) 「紛争解決センター東京」の紛争解決対応力の更なる向上を図るため、社労士会労働紛争解決センター東京運営委員会と総合労働相談所運営委員会との意見交換会を行い、合同研修を実施することとした。
- (7) 「個別労働関係紛争解決のしおり」及び案内チラシのリニューアルを行い、「紛争解決センター東京」の利便性やあっせん等への理解を深める活動を行った。
- (8) 東京都病院経営本部と「治療と仕事の両立支援相談事業実施協定」を締結し、広尾、大塚、松沢の都立3病院に相談員を派遣して両立支援に関する相談を行った。
- (9) 新型コロナウイルスの感染拡大により中断していた都内のがん診療連携拠点病院を対象としたトライアル事業（相談会、研修会）を3年ぶりに実施し、東京通信病院ほか2病院が参加した。
- (10) 一般社団法人CSRプロジェクトが主催する「がんサバイバーの就労支援」シンポジウムに参加、協力し、就労支援に関する様々な事例について意見交換を行った。
- (11) パラスポーツ支援の一環としてTEAM BEYONDが主催する「BEYOND STADIUM2021 BOCCIA BEYOND CUP」に参加して実際にボッチャを体験したほか、企業・団体交流会に参加するなど積極的な交流、支援活動を行った。
- (12) SDGsについて、開業会員及び勤務等会員の所属企業が実施している取組事例についてアンケートを実施し、開業部会・勤務等部会合同会議の場でその結果を共有するとともに、広く周知するための方策を検討した。また、SDGs達成に貢献するため、開業部会では、開業部会委員自らのSDGsの目標を宣言し、さらに、来期へ向けて社労士事務所及び顧問先企業向けのSDGs達成のためのチェックリストの作成に取り組んだ。